

注意喚起



自家用電気工作物設置者、電気主任技術者、電気保安法人、電気管理技術者、電気工事会社、発電機メーカー等の皆様



ばい煙発生施設(※)に該当する発電機を設置する工事において、工事計画届出書の**提出前に工事を開始**している事例が複数件確認されております。

電気事業法第48条において、**工事計画届が受理された日から30日を経過した後でなければ工事を開始できない**と定められております。

皆様におかれましては、改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

☞ **発電機を設置する場合、30日間の工事着手制限を踏まえたスケジュール**

☞ **工事の計画・内容について電気主任技術者等の事前確認**

☞ **工事中においても、電気主任技術者の監督の下、適切な体制で**

※ばい煙発生施設とは…大気汚染防止法施行令 別表第1に定められている施設で以下のものが該当。

- ・ガスタービン、ディーゼル機関：燃料の燃焼能力が重油換算**50L/h以上**
- ・ガス機関、ガソリン機関：燃料の燃焼能力が重油換算**35L/h以上**